Ⅰ　小平市第三次環境基本計画

1　第三次環境基本計画の概要

小平市では、小平市環境基本条例に規定する基本理念の実現に向け、『循環・調和・協働の「わ」を大切に　みんなで気持ちよく暮らせるまち　こだいら』をめざす環境像を継承した小平市第三次環境基本計画を令和 3（2021）年 3 月に策定しました。計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とし、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）である「小平市地域エネルギービジョン」、地方公共団体実行計画（事務事業編）である「エコダイラ・オフィス計画」、及び生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略「小平市生物多様性ビジョン」を包含しています。

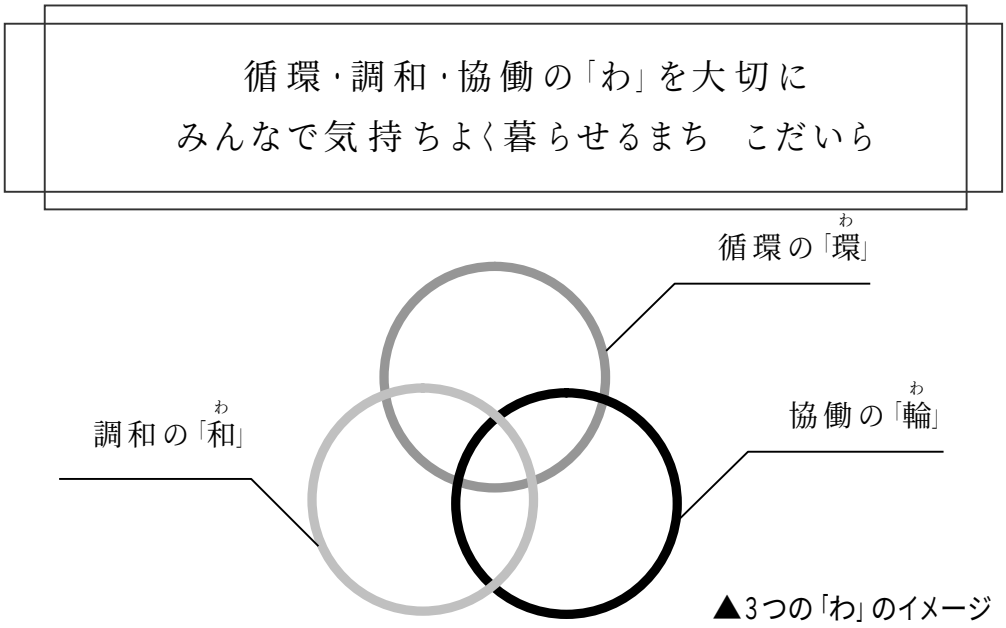

▲3つの「わ」のイメージ

循　環

廃棄物やエネルギー消費量の削減などにより環境への負荷を低減し、健康で元気に安心して暮らせる循環型のまちを目指します。

調　和

水辺や緑などの自然と生き物を守るため、自然と都市を調和させ、環境に配慮したまちづくりを目指します。

協　働

環境マインド（環境に配慮する心を持つことによって、すべての行動が環境に対し配慮されていくこと）を育て、人と人をつなぎ、協働の取組ができる体制を整えます。

2　施策の体系

目指す環境像の実現を図るため、計画対象とする 5 つの分野(「地球環境」「資源循環」「自然環境」「生活環境」「共通基盤」)ごとに基本方針を定め、基本方針に基づく施策を展開しています。

【施策の体系】

目指す環境像【循環・調和・協働の「わ」を大切に　みんなで気持ちよく暮らせるまち　こだいら】	
基本方針	施策
Ⅰ 地球温暖化･エネルギー対策の推進 〔小平市地域エネルギービジョン〕	省エネルギーの推進 エネルギーの有効活用 気候変動への適応
Ⅱ 循環型社会の形成	廃棄物の発生抑制(リデュース) 資源の循環利用(リユース・リサイクル) 適正処理の維持・向上
Ⅲ 水と緑と生きものとの共生 〔小平市生物多様性ビジョン〕	生物多様性の理解と配慮行動 みどりと生きものの保全・創出 みどりと生きものの活用
Ⅳ 快適な生活環境の確保	大気・水・土壌環境等の監視と保全 身近な住環境問題への対応 まちの環境美化の向上 環境にやさしい交通手段への転換
Ⅴ 学びと協働の推進	環境教育・学習の充実 多様な主体との連携・協働 普及啓発による環境意識の向上

3　重点プロジェクト

環境基本計画の基本方針と施策に基づいた取組の実効性を高めるため、5 つの基本方針の中でも優先的に進める必要がある取組を抽出し、重点プロジェクトとして設定しています。市民・事業者・市民団体・市など、多様な主体が 3 つの重点プロジェクトに協働で取り組む必要があります。

重点プロジェクト 1　減らそう！CO_2

基本方針Ⅰ「地球温暖化･エネルギー対策の推進」を通じ、脱炭素社会の構築を加速させます。

重点プロジェクト 2　創ろう！水と緑、生きものとともにある暮らし

基本方針Ⅲ「水と緑と生きものとの共生」を通じ、豊かな水と緑、生きものとともにある暮らしを将来の世代へと引き継ぐことを目指します。

重点プロジェクト 3　高めよう！環境意識と行動意欲

基本方針Ⅴ「学びと協働の推進」を通じ、環境のことを“みんなが知る”ための情報発信を強化します。

4　計画の推進体制と進行管理

(1)推進体制

本計画を推進するため、市が設置し、市民や事業者が参画する「環境審議会」へ進捗状況を報告し、取組の課題や意見等を伺い、施策展開に反映します。広域的な課題には、国や東京都、近隣自治体、関係機関と連携・協力し、課題解決を図ります。

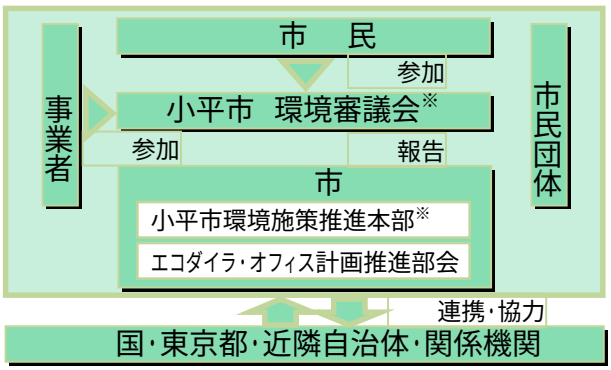

※小平市環境審議会

小平市環境審議会は、小平市環境基本条例第 14 条に基づき設置された市長の附属機関であり、環境基本計画及び環境保全等に関する基本的事項に関することを調査及び審議します。

※小平市環境施策推進本部

小平市環境施策推進本部は､庁内に設置された組織で､小平市環境基本条例第 8 条第 2 項に基づき、市の環境保全等に関する施策について総合的に推進し、調整を行います。

(2) 計画の進行管理

環境施策の取組状況や効果に客観性を持たせるため、本計画の点検・評価を、毎年度作成する年次報告書として公表します。進捗状況把握の結果や環境審議会等で明らかになった課題等を速やかに事業展開に反映するための仕組み(PDCA サイクル)を進めます。

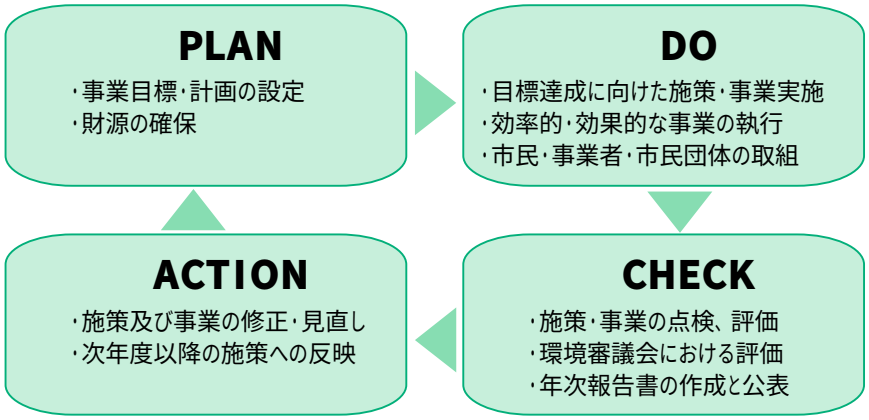

(3) 計画の見直し

本計画では、目指す環境像の達成に向けて、毎年度作成する年次報告書等を用いて施策の継続的な改善に取り組みますが、計画の途中段階においても、社会情勢の大きな変化等に応じ、適宜計画を見直します。